

(国税徴収法の一部改正)

第十四条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 国税と他の債権との調整

第一節 一般的優先の原則(第八条―第十一条)

第二節 国税及び地方税の調整(第十二条―第十四条)

第三節 国税と被担保債権との調整(第十五条―第二十二条)

第四節 国税と仮登記又は譲渡担保に係る債権との調整(第二十三条―第二十五条)

―第二十五条)

第五節 国税及び地方税等と私債権との競合の調整(第二十六条)

第三章 第二次納税義務(第二十七条―第四十一条)

第四章 削除

第五章 滞納処分

第一節 財産の差押

第一款 通則(第四十七条―第五十五条)

第二款 動産又は有価証券の差押(第五十六条―第六十一条)

第三款 債権の差押(第六十二条―第六十七条)

第四款 不動産等の差押(第六十八条―第七十一条)

第五款 無体財産権等の差押(第七十二条―第七十四条)

第六款 差押禁止財産(第七十五条―第七十八条)

第七款 差押の解除(第七十九条―第八十一条)

第二節 交付要求(第八十二条―第八十八条)

第三節 財産の換価

第一款 通則(第八十九条―第九十三条)

第二款 公売(第九十四条―第九十八条)

第三款 随意契約による売却(第九十九条・第一百条)

第四款 売却決定(第一百一十一条―第一百四十二条)

第五款 代金納付及び権利移転(第一百五十五条―第二百二十七条)

第四節 換価代金等の配当(第二百二十八条―第二百三十五条)

第五節 滞納処分費(第三百三十六条―第三百三十八条)

目次

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四節 同上

第五節 同上

第三章 同上

第四章 同上

第五章 同上

第一節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第六款 同上

第七款 同上

第二節 同上

第三節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第四節 同上

第五節 同上

第六節 雜則

第一款 滯納処分効力の効力(第三百三十九条・第四百十条)
第二款 財産の調査(第四百四十一条―第四百四十七条)

第六章 滯納処分に関する猶予及び停止等

第一節 換価の猶予(第四百四十八条―第四百五十二条)

第二節 滯納処分の停止(第四百五十三条―第四百五十七条)

第三節 保全担保及び保全差押(第四百五十八条―第四百六十条)

第七章 削除

第八章 不服審査及び訴訟の特例(第四百六十六条―第四百七十三条)

第九章 雜則(第四百七十四条―第四百八十六条)

第十章 罰則(第四百八十七条―第四百九十条)

附則

(実質課税額等の第二次納税義務)

第三十六条 滯納者の次の各号に掲げる国税につき滯納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、第一号に定める者にあつては同号に規定する収益が生じた財産(その財産の異動により取得した財産及びこれらの財産に基因して取得した財産(以下この条及び次条において「取得財産」という。)を含む。)、第二号に定める者にあつては同号に規定する貸付けに係る財産(取得財産を含む。)、第三号に定める者にあつてはその受けた利益の額を限度として、その滯納に係る国税の第二次納税義務を負う。

一・二 省略

三 所得税法第五十七条(同族会社等の行為又は計算の否認等)若しくは第六十八条の二(非居住者の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認)、法人税法第三十二条(同族会社等の行為又は計算の否認)、第三百三十二条の二(組織再編成に係る行為又は計算の否認)、第三百三十二条の三(通算法人に係る行為又は計算の否認)若しくは第四百四十七条の二(外国法人の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認)、相続税法第六十四条(同族会社等の行為又は計算の否認等)又は地価税法(平成三年法律第六十九号)第三十二条(同族会社等の行為又は計算の否認等)の規定により課された国税(これらの規定により否認された納税者の行為(否認された計算の基礎となつた

第六節 同上

第一款 同上
第二款 同上

第六章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第七章 同上

第八章 同上

第九章 同上

第十章 罰則(第四百八十七条―第四百八十九条)

附則

(実質課税額等の第二次納税義務)

第三十六条 同上

一・二 同上

三 所得税法第五十七条(同族会社等の行為又は計算の否認等)若しくは第六十八条の二(非居住者の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認)、法人税法第三十二条(同族会社等の行為又は計算の否認)、第三百三十二条の二(組織再編成に係る行為又は計算の否認)、第三百三十二条の三(連結法人に係る行為又は計算の否認)若しくは第四百四十七条の二(外国法人の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認)、相続税法第六十四条(同族会社等の行為又は計算の否認等)又は地価税法(平成三年法律第六十九号)第三十二条(同族会社等の行為又は計算の否認等)の規定により課された国税(これらの規定により否認された納税者の行為(否認された計算の基礎となつた

行為を含む。)につき利益を受けたものとされる者

(暴力団員等に該当しないこと等の陳述)

第九十九条の二 公売財産(不動産に限る。以下この条、第一百六条の二(調査の囑託)及び第八十条第五項(公売実施の適正化のための措置)において「公売不動産」という。)の入札等をしようとする者(その者が法人である場合には、その代表者)は、税務署長に対し、次のいずれにも該当しない旨を財務省令で定めるところにより陳述しなければ、入札等を行うことができない。

一 公売不動産の入札等をしようとする者(その者が法人である場合には、その役員)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号(定義)に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(次号、第一百六条の二及び第八十条第五項において「暴力団員等」という。)であること。

二 自己の計算において当該公売不動産の入札等をさせようとする者(その者が法人である場合には、その役員)が暴力団員等であること。

(公売保証金)

第一百条 省 略

25 省 略

6 税務署長は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、当該各号に規定する公売保証金をその提供した者に返還しなければならない。

一 第一百四条から第一百五条まで(最高価申込者等の決定)の規定により最高価申込者及び次順位買受申込者(以下「最高価申込者等」という。)を定めた場合において、他の入札者等の提供した公売保証金があるとき。

二 四 省 略

五 第一百七条(国税等の完納による売却決定の取消し)の規定により売却決定が取り消された場合において、買受人の提供した公売保証金があるとき。

行為を含む。)につき利益を受けたものとされる者

(公売保証金)

第一百条 同 上

25 同 上

6 同 上

一 第一百四条から第一百五条まで(最高価申込者等の決定)の規定により最高価申込者及び次順位買受申込者(以下この項、第一百六条第一項及び第二項(入札又は競り売りの終了の告知等)、第八十条第一項及び第二項並びに第一百四条(買受申込み等の取消し)において「最高価申込者等」という。)を定めた場合において、他の入札者等の提供した公売保証金があるとき。

二 四 同 上

五 第一百七条(国税の完納による売却決定の取消し)の規定により売却決定が取り消された場合において、買受人の提供した公売保証金があるとき。

(調査の嘱託)

第百六条の二 税務署長は、公売不動産の最高価申込者等（その者が法人である場合には、その役員。以下この項において同じ。）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査をその税務署の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければならない。ただし、公売不動産の最高価申込者等が暴力団員等に該当しないと認めべき事情があるものとして財務省令で定める場合は、この限りでない。

2 税務署長は、自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者があると認める場合には、当該公売不動産の入札等をさせた者（その者が法人である場合には、その役員。以下この項において同じ。）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査をその税務署の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければならない。ただし、公売不動産の入札等をさせた者が暴力団員等に該当しないと認めべき事情があるものとして財務省令で定める場合は、この限りでない。

(再公売)

第百七条 税務署長は、公売に付しても入札者等がないとき、入札等の価額が見積価額に達しないとき、又は次順位買受申込者が定められていない場合において次条第二項若しくは第五項若しくは第百十五条第四項（買受代金の納付の期限等）の規定により売却決定を取り消したときは、更に公売に付するものとする。

2・3 省 略

4 第一項の規定により公売に付する場合における第九十九条第一項第一号（見積価額の公告等）の規定の適用については、同号中「公売の日から三日前の日」とあるのは、「公売の日の前日」とする。

(公売実施の適正化のための措置)

第百八条 省 略

2 省 略

3 前項の場合において、同項の処分を受けた者の納付した公売保証金があるときは、その公売保証金は、国庫に帰属する。この場合において、第百条第六項（公売保証金）の規定は、適用しない。

(再公売)

第百七条 税務署長は、公売に付しても入札者等がないとき、入札等の価額が見積価額に達しないとき、又は次順位買受申込者が定められていない場合において次条第二項若しくは第百十五条第四項（売却決定の取消し）の規定により売却決定を取り消したときは、更に公売に付するものとする。

2・3 同 上

4 第一項の規定により公売に付する場合における第九十九条第一項第一号（見積価額の公告の日）の規定の適用については、同号中「公売の日から三日前の日」とあるのは、「公売の日の前日」とする。

(公売実施の適正化のための措置)

第百八条 同 上

2 同 上

3 前項の場合において、同項の処分を受けた者の納付した公売保証金があるときは、その公売保証金は、国庫に帰属する。この場合において、第百条第六項（公売保証金の返還）の規定は、適用しない。

4 省略

5 税務署長は、公売不動産の最高価申込者等又は自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者が次のいずれかに該当すると認める場合には、これらの最高価申込者等を最高価申込者等とする決定を取り消すことができるものとする。

一 暴力団員等（公売不動産の入札等がされた時に暴力団員等であつた者を含む。）

二 法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの（公売不動産の入札等がされた時にその役員のうち暴力団員等に該当する者があつたものを含む。）

（随意契約による売却）

第九十九条 省略

二・三 省略

4 第九十六条（公売の通知）、第九十九条の二（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）、第六十六条の二（調査の嘱託）及び第七十条第三項（再公売）の規定は差押財産等を随意契約により売却する場合について、第六十六条第二項及び第三項（入札又は競り売りの終了の告知等）の規定は随意契約により買受人となるべき者を決定した場合について、それぞれ準用する。この場合において、第九十六条第一項中「前条の公告をしたときは」とあるのは「随意契約により売却をする日の七日前までに」と、「通知し」とあるのは「通知書を発し」と、第九十九条の二中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、「入札等をする事ができない」とあるのは「買い受けようとする事ができない」と、同条第一号中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、同条第二号中「の入札等をさせようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と、第六十六条の二第二項中「の入札等をさせたい者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとした者」と読み替えるものとする。

（不動産等の売却決定）

第一百十三条 税務署長は、不動産等を換価に付するときは、公売期日等か

4 同上

（随意契約による売却）

第九十九条 同上

二・三 同上

4 第九十六条（公売の通知）及び第七十条第三項（再公売）の規定は、差押財産等を随意契約により売却する場合について、第六十六条第二項及び第三項（入札又は競り売りの終了の告知等）の規定は、随意契約により買受人となるべき者を決定した場合について準用する。この場合において、第九十六条第一項中「前条の公告をしたときは」とあるのは「随意契約により売却をする日の七日前までに」と、「通知し」とあるのは「通知書を発し」と読み替えるものとする。

（不動産等の売却決定）

第一百十三条 税務署長は、不動産等を換価に付するときは、公売期日等か

ら起算して七日を経過した日（不動産を換価に付するときは、第百六条の二（調査の囑託）（第百九条第四項（随意契約による売却））において準用する場合を含む。）の規定による調査に通常要する日数を勘案して財務省令で定める日。以下「売却決定期日」という。）において最高価申込者に対して売却決定を行う。

2 次順位買受申込者を定めている場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、税務署長は、当該各号に定める日において次順位買受申込者に対して売却決定を行う。

一 税務署長が第百八条第二項又は第五項（公売実施の適正化のための措置）の規定により最高価申込者に係る決定の取消しをした場合 当該最高価申込者に係る売却決定期日

二 最高価申込者が次条の規定により入札の取消しをした場合 当該入札に係る売却決定期日

三 最高価申込者である買受人が次条の規定により買受けの取消しをした場合 当該取消しをした日

四 税務署長が第百十五条第四項（買受代金の納付の期限等）の規定により最高価申込者である買受人に係る売却決定の取消しをした場合 当該取消しをした日

第百八十九条 第九十九条の二（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）

（第百九条第四項（随意契約による売却））において準用する場合を含む。）の規定により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百九十条 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の

業務又は財産に関して第百八十七条又は第百八十八条（罰則）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 省 略

ら起算して七日を経過した日（以下「売却決定期日」という。）において最高価申込者に対して売却決定を行う。

2 次順位買受申込者を定めている場合において、次の各号の一に該当する処分又は行為があつたときは、税務署長は、当該各号に掲げる日において次順位買受申込者に対して売却決定を行う。

一 税務署長が第百八条第二項（最高価申込者等の決定の取消し）の規定により最高価申込者に係る決定の取消しをしたとき。 当該最高価申込者に係る売却決定期日

二 最高価申込者が次条の規定により入札の取消しをしたとき。 当該入札に係る売却決定期日

三 最高価申込者である買受人が次条の規定により買受けの取消しをしたとき。 当該取消しをした日

四 税務署長が第百十五条第四項（売却決定の取消し）の規定により最高価申込者である買受人に係る売却決定の取消しをしたとき。 当該取消しをした日

第百八十九条 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の

業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 同 上